# 平成30年度第2回瀬戸市図書館協議会議事録

日時:平成31年2月1日(金)午前9時55分から11時49分まで

場所:瀬戸市立図書館 1階 集会室

出席者:12名

<会 長> 中井 孝幸

<副会長> 加藤 和守

<委 員> 石川 良文、臼井 和人、加藤 絹子、新開 弘之、丹羽 光成、福田 直美 <事務局> 教育部長 涌井 康宣、図書館長 中桐 淳美、図書館専門員 吉村 きみ、 図書館主事 村井 理紗子

欠席者:1名

<委員>金谷 みどり

傍聴者:4名

#### 議事内容:

#### 1 開会

事務局 (図書館長) 進行

- ・会議成立の報告
- ・傍聴者へ注意事項の説明
- ・委員へ議事内容記録のための録音の説明

#### 2 あいさつ

## ○教育部長

ご多忙の中をお集まりいただき感謝する。教育長が不在のため私からご挨拶申し上げる。皆さんご承知のとおり、ちょうど1年と2か月後、新たな小中一貫校が開校することになっており、その議論の中で、新しい教育ってなんだろうとか、子供たちとどういう未来に向けた教育をしていくのが望ましいだろうという議論が始まっている。その中で社会的な背景として見ると、情報化社会という、スマホがあって、いつでもどこでも情報がとれて、発信できてという議論があるわけだが、今一度子供たちの将来のことを考えると、コミュニケーションはとても大切であると再認識した。実体験を伴うコミュニケーションというものがなく、バーチャルの世界で事が完結していくということが本当に望ましいのかという課題認識を持っており、そういうものを体現してあげる一つのツールが図書館というふうに考える。前にもお話したと思うが、図書館は文化のバロメーターであると考えていて、そういった面で、新しい図書館のあり方がどうあるべきかというご議論をお願いしたい。お願いばかりではなく、我々行政として、市民の皆さんのニーズにどうやって寄り添うことができる

かという姿勢が大切だと考えていて、後ほど議題の中にもあるが、そういった面での環境整備が喫緊の課題であろうとも考えている。その辺のところからはじめて、ただ単に環境整備をすればいいというものでもないので、できることを必ず期限をきって説明させていただくという熱意を改めて皆さんにご紹介させていただき挨拶と代えさせていただく。

## ○事務局(図書館長)

• 資料確認

# 3 議事

#### ○事務局(図書館長)

議事に移る。議事については、瀬戸市図書館協議会条例第8条第1項の規定に基づき中井 会長を議長として進行をお願いする。

#### ○会長

お集まりいただき感謝する。前回は瀬戸市の図書館協議会が初めて開催されたので、私のレクチャーをさせていただいた。今日は2回目ということで、これからの図書館協議会について考えていく会にしたい。この後、事務局からいろいろな報告があるが、今まで、これだけ長く図書館が開館されてきたのに図書館協議会が設立されていなかったということもあって、ちょうど新しい図書館協議会ができていろいろと業務の見直しをする中で、いろいろな不都合な点が出てきているのだろうなあと思っている。そういったこともこの時期にうまく出てきて、それを直しながら、この図書館協議会の場で、皆さんと議論していきながら、まとめていくことが本当の図書館協議会の意義なのかなと思っている。来年度も多分続くので、皆さんから忌憚のないご意見をいただきながらよりよい協議会活動ができるようご協力いただきたい。

# (1) 報告事項

ア 図書館資料の亡失等に伴う損害賠償過誤請求事案の発生について 事務局(図書館長)より資料1に基づき説明

#### ○会長

最初の報告から大変重たい報告であるが、これは大変重要な問題だと思うので、時間を とって皆さんからご意見・ご質問等を伺いたい。

#### ○委員

先ほどの説明で、紛失したとされてから半年後に再登録されたというお話があったが、 これはどこかに何も登録されずに館内にあったということか、それをたまたま見つけて再 登録をされたということか。

# ○事務局(図書館長)

再登録の事実については、あくまで図書館システムのデータ上の登録記録の日時で確認 をしている。正直なところ何の経緯でそういった再登録がなされたかというような記録は データ上一切ないので、それも含めて、資料全体の管理の問題と感じている。

#### ○委員

私どもの公民館でも、他の館への移動で本の交換がされている。交換の際にこちらが出 した本を積み替えて他の館に移るときに確実に全部返還されているのか、そういう確認は されているのか。

#### ○事務局(図書館長)

公民館への団体貸出については、加藤副会長がおっしゃられたようにいくつかの館を順番に入れ替える作業をしている。そちらについてはきちっと確認して行っている。

#### ○委員

今の質問に関連するが、瀬戸市はこの図書館と、パルティせとに情報ライブラリーがあり、市民の利用がしやすいように返却のポストもパルティの1階にあって、先ほどの公民館だとか、いろんなところに貸出すような形がとられている。さらに、大学コンソーシアムで、周辺の大学と相互貸出ということをやっているので、サービスのきめ細かい提供ということでは非常にいいシステムだと思うが、逆にそれが複雑すぎて、どこに貸したか返したかわからないということもありえると思う。ここで借りて、パルティのポストにいれてというかなり複雑なことが、もしかしたら、こういうことの原因になったかもしれない。サービスのためと思っていたら複雑すぎてということもあるかもしれないので、事務局もいくつか問題点を挙げているが、どの部分が一番問題だったのか、強弱があると思うので、そのあたりを調べられるといいと思う。

#### ○事務局(図書館長)

当館の特色である地域図書館においても学校図書館を私どもの分館的機能として広く貸し出すという仕組みをとっている。また、団体貸出の対象となる公民館や保育園、交通児童遊園、陶生病院でさらにそこから貸出をすることを認めているという状況がある。そこに対して完全な私どもの管理のシステムが存在するわけではない。ご指摘のとおりそういった複雑な蔵書管理も今回のように利用者の皆さまに不利益をもたらした原因と考えている。一つ返してもらった本に対してもそれを戻す場所が複雑化しており、返却処理の動線の改善も含めて、再発防止の協議を進めている。

#### ○委員

愛知県図書館でもこういった問題は多々あった。有り無しということでカウンターのトラブルになることはもちろんあるので、かなり慎重を期して行うようにはしている。一番端的な例としては、基本的に返却処理は2回やるという、ともかくまず水際できちんとやり、そういう事態がないようにする。この2度読みに関しては、その結果、かなりの業務の改善が見られた。結局1回だとシステムのレスポンス等の問題や、単純にバーコードを読んだつ

もりが、実は本の I S B N を読んでしまっていて、その音だけで認識し、済んだといったような勘違いをしてしまうということもあったので、2 度読みは一番効果的といえる。

それから、もう一つ伺いたいのは、実際に紛失の申出があった段階で、いきなり除籍処理をするのではなく一時不明等保留状態というような一時的な運用をしていたか。そうすることで別の利用者に貸出処理をしたときに何等かのアクションが出るということと、前に借りていた利用者の記録とちゃんと結びつくので、システム上恐らくそれはパッケージの中で対応されているはずのものなのでそのあたりはいかがなものか。

また、5年間遡って調査されたということだが、蔵書の点検・棚卸についてはどのような体制をとっていたのか、同業者なので質問が厳しいところに入ったかもしれないが、そのあたりを教えていただきたい。

# ○事務局(図書館長)

システム上のデータの結び付けについても、今回の件の確認作業の中で、システムへの入力表記の方法が明確でなく、処理そのものがそのときそのときの担当者等の指示によって統一がされていないことが明らかになった。損害賠償を利用者の方に課したことを軽く捉えてしまっているので、一切記録されず、次また見つかったときも、損害賠償になっているので連絡しなければいけないという意識もなかったのではないかと考えられる。いろいろなところの複雑化で不明になるということが発生しているが、たくさんの本を扱っているので一つ一つの本に対して、公共財産として大切に扱っているという意識が十分に行き渡っておらず、1冊無くしたとかそういった事象に対しての記録についてはあまりきちっと取られてないというのが現状である。まずは統一した書き方をする等が必要ではないかと考えている。

蔵書点検については、通常のということか。今回無くなったということで点検したかどうかということか。

#### ○委員

いえ、ルーチンの中で全体の棚卸がある程度のスパンで行われていれば、そのタイミングでないはずのものがあったということになるので、そのあたりはどうか。

#### ○事務局(図書館長)

蔵書点検は1年に1回行っており、月に1回棚の確認を行っている。また、こういった事案があると個別に確認作業を行っているが、例えば情報ライブラリーは蔵書点検のときにも条例上別施設になっているため、通常どおり開館をし続けるということで完全に止めて全部を確認しているという作業にはなり得ていない状況である。点検範囲の中では確認は行われているが、果たして全ての蔵書が確認し得ているのかいうことは今のシステム上できていないということになる。本来のところ以外に紛れ込んでしまった場合、1年に1回の蔵書点検でもなかなか確認作業ができない、できていないという状況になっている。

#### ○委員

学校の立場からお話すると、学校としても保護者の不信の種をいつもすごく心配してい

て、いかに不信の種を消していくかということが大事と考えている。今のような話を聞くと、 実は利用者の方は最初の時点ですごく不信を感じたと思う。それで毎回毎回メモをしてい たと、そして今回再び起きたものだから、不信の種が爆発したということがわかる。その方 たちに対して、謝罪と返金をしたということだが、不信の種を解消するために具体的にどの ようなことをしたのか、聞かせてもらいたい。

# ○事務局(図書館長)

ご指摘された方については、こういった再発防止の取り組みはまだ行っている途中だが、その内容について説明をさせていただいている。お一人お一人直接、その時いらっしゃったご家族も含めて説明とお詫びをしているが、実はこの11名の中の半数以上がお子さまの本で、返した返さないが分からない状況で図書館の方が損害賠償を求めたということで、ようやく心が晴れたとか、やっぱりそうだった、疑いが解けたという発言をされた方が数名おられ、大変重く受け止めた。これまで代替の本を納めてもらうことを優先し、やむ負えない場合のみ代金の支払いを認めており、これは他のほとんどの図書館も同じようだが、ご指摘された方からは、一般の人に本を調達するよう求めるのは大変な負担を強いることであるとの意見も併せていただいているので、そういったことを改善に変えて対応していくことを考えている。

# ○会長

時間もきているので、最後の協議事項の中で改めて時間を取りたいと思うので、その時に またご発言いただきたい。

私も感想を言うと、こういうことは防ごうとしても起きてしまうので、職員がそういう意識を持っていたのかということがやはり大事である。一人一人がチームとしての確認作業、例えば相談したり、こういうのが出てきたけどどうしようということを言ったりするだけで防げたかもしれない。要は、マニュアルを作っても、それだけでは防げれないと思うので、職員一人一人の職務に対する意識というのを変えていかないと、また2度3度と何かが起きてしまうと思う。

複雑で便利な一方で、上手く連携しながらやっていかなければならないことを職員が考えていただかないとこういうことは防げない。起きて初めて気づくものだが、こういったことをいい糧にしてまた考えてほしいと思うので、これについては少し時間をとって、協議していきたい。

#### イ 運営指針の策定について

- ·「瀬戸市立図書館空調設備運用指針」
- ・「非常災害時等における瀬戸市立図書館の運営(臨時休館等)について」 事務局(図書館長)より資料 2、資料 3 に基づき説明

#### ○会長

昨年は大変台風が多くて、電車が止まり、職員も利用者も帰宅できないということもあったので、閉館や休館の基準が分かればそういうことにも対応できる。順次検討してもらえば と思う。

資料2と資料3についてご質問等はあるか。

#### ○委員

資料2については、この図書館についてか、それとも、光陵中学校も地域図書館であるので対象となるか。

#### ○事務局(図書館長)

施設管理上の運用方針であるので、この図書館(本館)を対象とする。そのため、情報ライブラリーは、パルティせとの施設の運用方針で行っていく。

#### ○委員

承知した。光陵中学の図書室は、すごく夏暑く、私が着任する前から、家庭用のクーラーが3機で、非常に暑い。私たちは夏に子どもたちの学習会等を図書室で行っているが、あまりにもクーラーが効かないので、ビニールシートを張って、勉強する部分だけ涼しくなるようにしているが、本の貸出の部分についてはすごく暑くなっていると思われる。部屋を仕切ると、多少クーラーが効くということで、夏休み中の期間に学習会をやっているが、その土日に開館している地域図書館で、地域の方は苦労して、暑い中本を探してみえるのかなと思われる。教育部長にもお願いしたいが、一貫校を作る際に、普通教室だけではなく、図書室にクーラーを導入することを考えていただきたい。地域図書館の係の方はずっとクーラーの下にみえてそういう苦情はないということだが、確かに暑い状態なので、配慮していただきたいと思い意見した。

#### ○事務局(教育部長)

ご指摘のとおりいろんな場所で図書に触れていただく仕組みをたくさん作った以上、その環境を整備することも次の命題だと思っている。去年夏に豊田で1年生の男の子が猛暑で死亡した事件以降、文部科学省も重い腰が上がって、エアコンが全国の小中学校に配備されるような予算措置もされた。本市も12月議会で、全校にエアコンをいれるための予算を認めていただいたところである。これで終わりとは思っておらず学校の活用範囲がいろんな意味で広がっていくので、その過程の中で図書館の機能やその環境を保障していくことも大きな命題だと思っている。遅いと言われるかもしれないが、冒頭のあいさつで申し上げた寄り添うというのはそういう意味を含めてということを肝に銘じているので、しっかり対応していきたいと思う。

# ○会長

それでは、この2と3はよろしいか。他に発言があればあとの協議事項でお願いする。

ウ 特別整理休館及び期間中等の工事の実施について 事務局(図書館専門員)より資料4に基づき説明

# ○委員

思いやり駐車場は、バイクや自転車の駐輪場が下になり、重い本を持って自転車で来る年配の方が遠くなってしまう。特に雨が降った時などに文句が上がるのではないか。また、返却ポストの前に、近いからと自転車を置いている人がいるが、車で来ると、危険を感じる。その点が心配で、広報をしっかりする等対策しないと事故が起こると思う。

## ○事務局(図書館長)

説明の補足をすると、駐輪場についても、現在、歩道が左側にあって、玄関に向かって、切れ目がなく正面玄関に向かうようになっており、駐輪場の利用者は、歴史民俗資料館のところから斜めに車を横切る形で駐輪場に入っている状況である。また、歴史民俗資料館からは急な坂なので、自転車を降りて、玄関のところまで回り込み、駐輪場に入るという長い距離お願いしているという状況もある。こうした自転車利用者の安全配慮・負担軽減も含め、歴史民俗資料館の方へ移設することとした。夜間の電気も点くようにし、防犯上の配慮も含めて実施予定である。

# ○委員

今ご説明いただいたとおり、いろいろな課題に対して速やかに個別対処していくことが大事な一方で、そのような対処が最終的に、つぎはぎのような図書館になってしまい、全体として快適な図書館とならない可能性もある。瀬戸市が図書館を抜本的にどうしようかということは、数年前に話があったと思うが、財政的に厳しいということで、今の判断になっているのだろうが、そうならそうで、この図書館をどう快適な形で長寿命化していくか、この図書館だけのマスタープランというか、短期的に課題として取り組むことと、長期的に全体をみて取り組むことと、リノベーションになるかもしれないが、必要になるかと思う。何か答えてくださいと求めるわけでないが、意見として述べさせていただく。

#### ○会長

今の石川先生のお話は大変大事なことなので、市が考えていただけるかどうか分からないけれど、基本的に会議としてはそういった全体的な見直しとかは、言い続けることはすごく大切なことだと思う。

それから、階段の工事について、図面を見てみると、少し通路の幅が狭そうである。椅子を折りたたんだときに、882ミリ空いてるということか。

#### ○事務局(図書館専門員)

既についている手すりを外側に付け替えて、ぎりぎりであるが、規定の寸法を確保する形である。確かに、いす式の昇降機を付けると、階段自体は狭くはなるという状況である。

#### ○会長

タイルカーペットを張り替えるときに、書架は全て床にアンカー固定される予定か。全て の書架を床に固定するということか。

# ○事務局(図書館専門員)

固定する予定である。

#### ○会長

意外とマップケースやロッカーみたいなものが固定されないことが多いが、ボルトで床 に全て固定されるか。

○事務局(図書館専門員)

固定されてない部分を点検したので、その部分は今回固定する形で工事を実施する。

## ○委員

直接関係ないことだが、先ほど来るときに気付いたが、駐車場にフェンスが倒れていると ころがあったが、あれはどのようなことが原因だったのか。駐車場が傾いており使いにくい ということもあるが、人によってはそのまま後ろの崖に落ちてしまうのではないか。

# ○事務局(図書館長)

原因は、利用者の方のアクセルとブレーキの踏み間違いで、1週間くらい前に起こって、 もうすでに修繕に向けて手続きを進めているところである。たびたびあの位置で、起こるの で、今後も続くようであれば、検証する必要があるのかもしれないと考えている。

#### (2)協議事項

ア 瀬戸市立図書館規則の一部改正について 事務局(図書館長)より資料5に基づいて説明

#### ○委員

紙の大きさによって金額は違うのか。

#### ○事務局(図書館長)

A3、A4等の大きさに関係なく同額である。50円とした判断は、瀬戸市立図書館条例で、複写手数料については複写用紙1枚につき50円の範囲内で教育委員会規則で定める額とするとなっているので、例えば、80円とする場合には条例も変える必要があるため、今回はまずカラー複写を導入するということで、規則の改正のみとした。

#### ○会長

あとは、図書館利用カードの帰省先住所の削除であるが、その他どうか。

特になければ、協議事項の瀬戸市立図書館規則の一部改正について承認されたということとする。

イ 図書館運営の課題整理と今後の協議会での対応について 事務局(図書館長)より資料6、前回会議資料2に基づき説明

#### ○会長

これは少し時間をとって意見をお聞きしたい。

第1回の時に課題の整理をしてもらっているが、まず1つ目として、窓口対応とか運用ル

ールに関する要綱等が未整備であるとあった。今回、本の取扱についての貸出、新海委員が 言われたとおり返却手続きについての徹底といったようなこれは基本中の基本であるが、 そういった運用規程を事務局に整備して明文化していてもらいたい。

2つ目に、石川委員から出たように、全体を通してこの施設、図書館のあり方を考えるの はとても大切だと考えている。

特に利用者のための環境の整備等を全体的にどうしていくのかということ、場当たり的にやっていくのではなくもう少しどこかで環境整備ということを考えるということも大切だと考える。

3つ目に、資料の収集、保存といったものの方針、蔵書構成にも関わるが、これをどういうふうに収集していくかという方針について一度きちんとやるということが大切だと考える。

今、新しい図書館を作る際には、基本計画をまず作るのだが、利用者のことをどのように考えるか、どのように資料を集めるか、それから、どのように運用するのかということは、基本計画の基本中の基本である。これらをまず3つ、しっかり立てて、こんな図書館を作ろうということが大きな骨子で、今新しい計画が無いかもしれないが、こういうことを改めて考え直すいい機会ではないかなと考えている。このようなことが、この図書館協議会ができたきっかけでもあるので、本来は基本計画のようなことを図書館協議会で協議することはないが、してもよいことなので、これからのために、こういった3つのことを考えていくというのは大事なことであると考える。

それでは、委員の皆さんにもそれぞれの立場でご発言いただきたい。

#### ○委員

私はボランティアの関係で、図書館と関わることが多いが、イベントを図書館でやろうと本を探した際、開架図書になってるはずなのに、そこに本が無くて、予約して3か月くらい待ったことがある。そこにあるはずの本が無いということも、先ほどのシステム上の不備から起こっている可能性もゼロではないということを利用しながら感じている。

また、子育て支援の方の読み聞かせのボランティアとしてもよく活動しているが、やる気があるボランティアさんはたくさんいる。講座を受けたから、私もそのボランティアに参加したいという人をボランティア活動につなげられるように、仕組みを活かす窓口をやりたいと思っている。やはりそれには、図書館の職員だけでなく、窓口で実際にお客様の顔を見ているTRCさんとも一緒に話し合っていけると良いと思う。前回「パパだって読み聞かせ」という図書館まつりの企画の時もTRCさんとボランティアスタッフで行ったが、その時のように、窓口業務の方との会議を重ねていって、そういう人を募集する、育てるというのも一つではないかなと考えている。

#### ○委員

図書館の利用者の代表として意見する。今日の話を聞いて、図書館を運営する方がこんなに大変な思いをしているんだということを初めて知り、利用者として頭が下がる思いで、ま

ずは御礼を申し上げたい。私からは図書館運営の課題整理ということで2つ、協議会での対応ということで1つ意見を申し上げたい。

先回、本館だけでなく地域図書館と力を合わせて市民の利用に供していく形が、今の、瀬 戸ならではの図書館だということが言われたと思う。なるほどなと思った。

まず、1つに、利用者の声を吸い上げるってことが大事であると考える。私のところにもいろんな利用者から、「こうした方がいいよ」の声が寄せられ、なるほどねということが結構あり、やはり市民の声っていうのは、いい図書館になる宝物があるのではないかといつも思っている。今の館長は以前と違って、意見箱に入る利用者の声に回答している、そのような利用者の声の中には、なるほどなという声があった。

2つめは、地域図書館をもっと活用してはどうかというもので、私も光陵中学に時々行くが、このあいだ中学生2人が勉強していた。各学校にPRすると子どもが利用し、子どもが利用すると親が利用する。光陵中の地域図書館は3階なので、年をとると大変だが、他は1階なので、何かその地域図書館の利用に供するために、もう少しPRすることが2つめの課題だと思う。

それから協議会での対応については、他の委員もおっしゃるとおり、この図書館がいつまでもつか分からないと思うので、この協議会としては、つぎはぎの図書館ではなくて、快適な図書館にするためにはということで、瀬戸市にふさわしい新しい図書館のあり方というものを、現在図書館を使っているということと並行して考えていく必要があると考えている。

# ○委員

前回資料2にあるようにいろんな課題や利用者ニーズだとか色んなことが出てきて、ま た、先ほどの損害賠償等の問題など、ハードの面やソフトの面の課題が出てきている。利用 者ニーズそれぞれを見たうえで、全体としてはどういう形が望ましいのか、その中で、ソフ ト的な対応としてはどういう風が望ましくて、ハード的には今のこの形が望ましいのか、考 える必要がある。ハード的には瀬戸市の図書館サービスは、ネットワーク型の図書館サービ スである。いろいろな地域に人がお住まいなので、それはそれでいい面もあると思うが、逆 の部分もあるかもしれない。各地域の図書館も小規模で、瀬戸市には大きな本屋さんもない。 私は図書館でも本屋さんでも、何か特定の本を探しに行くというよりは、いろいろ本を見て 回る中で何か面白そうだなと思って読むことが、知的好奇心をかき立たせることだと思っ ている。特に子供たちにそういうことがあってほしい。ある一部分、一定の分野の本しかな いということが、本当はここに興味があるけれど瀬戸にはないということでせっかく広い 知的好奇心を狭めることになる。ネットワークということもあるが、小さな図書館がもたら す課題でもあると思う。 本学の図書館は70万冊くらいあるが、 それで学生たちが新しい知 的な好奇心を広めたり深めたりすることがすごく多い。そういうのが瀬戸にあってもいい。 いいことも悪いことも含めて整理をして、瀬戸市全体のマスタープランとして、この場所 を延命するとしたらどんな形で延命してくのかということをひっくるめて考えていくべき

なのかなと考える。下の歴史民俗資料館の場所を、文化財の保管と修繕だけで使うというのは今ひとつ理解できない。あの場所の方が、平坦で駐車場もあって、来る人にとって便利なので、利用の仕方が本当はあるんじゃないかと思う。例えば夏休みなどに、中学生や高校生でこの集会室を利用する人がいるが、今日のように行事で使えないこともあるので、子どもたちはホームページで確認し、この日は使えないな、ということもある。マスタープランには、いろんな施設の最適利用っていうのを考えるような全体像が必要になるかと思う。

#### ○副会長

この一年、この協議会ができてから、瀬戸の広報のどこかに図書館の内容が明記されるなど、館長がいろいろな面で、PRしながらやっているこということを感じる。

我々も、今まで図書館をあまり利用していなかったが、どのような方が利用されるのか見るために、利用するようになったが、少しずつ若い子たちが入ってきているように感じる。 先ほど他の委員も挙げたとおり駐車場が一番問題である。これが解決されると利用者も多くなると思うが、坂道が特に高齢者たちにとって大変である。場所の設定等を直しても無駄なお金が掛かるのではないかという気がするので、新しい地域の開発をしながら市の方に要望するとかそのような組織づくりをしてもらえればいいかなという気がする。先ほどの資料館の問題もあるが、そういう面で少しずつ市に交渉をしながら、皆さんに喜んでいただけるような図書館づくりをしていくことが私どもの課題ではないかと思っている。いろいろな会議を重ねて、いろいろな面でご意見いただければと思う。

#### ○委員

まず1つめとして紛失の課題を聞き、他の図書館でも絶対起こることだと思った。私は進路指導担当をしているので、本当にミスが許されないという仕事をしており、チームでチェックをするということのほかに、他の学校でひやっとしたこととかはっとしたことを毎年年度末に集計し、ヒヤリハット集を作っている。お互い情報交換することによって、少しでも防げると思うので、他との協力ということも大事ではないかと思った。

それからうちの光陵中学校の図書室は3階で、資料を見ると、お年寄りが図書館利用されるようだが、3階まで非常階段を上がっていくのは大変かなと思う。地域図書館を利用している本校の生徒に聞いたところ、学校図書館では3冊しか借りられないが、地域図書館では10冊まで借りられるし、登校の時ポストがあるので、読んだ本から返しているということだった。それから、先ほど他の委員がおっしゃったとおり、部活後や部活のない日に図書館を勉強等で利用する生徒もある。

教育委員会とも協力しあって地域未来塾という学生ボランティアの方と地域の方が、2 時半くらいに子どもたちが帰宅する日に、学習会を行っているが、そのような形で勉強する 機会を作るとか、休みの日に勉強できる場などとして、地域図書館が利用できないかと考え ている。

#### ○委員

他の委員がおっしゃるとおり図書館のPRがすごくされていて、今日の話で、図書館の方

の苦労だとか努力等がよくわかり、感謝申し上げる。私も今年この委員になり自分が利用している日進の図書館とここをいろいろ見比べているが、日進の図書館は若者の利用がとても多い。土曜、日曜は学生の場所取りのための列が出ていて、9時半に行くと10分くらいは、入り口に入れないという状況がある。若い子たちはやはり勉強のために図書館を利用するということが多いのでまず若い子たちが来るきっかけにするために勉強しやすい環境づくりを整えるというのは、図書館を利用する子を増やす、すごく有効な手だと思う。そのあたりも先ほどの長期展望の中で、是非考えていただければと思う。

#### ○委員

現場の苦労ということを言っていただいて感謝する。愛知県図書館も開館25年の間で、相当痛い目にあっているが、その都度その都度の問題点を放置するのではなく、マニュアル不備であればマニュアルをきちんと整備していく。実際に現場で痛い目にあった職員が、なんでこうなったかということを、もう一度チームの中で共有をして、必要な対処はどうすればいいか、それはマニュアルの中でどう書いていけばいいか、マニュアルをどうやって改訂していくか。現状に合わせて、今の運用にあわせたマニュアルのあり方、改訂のあり方、そのあたりその図書館の中でどう培われていっているか、そこが一番重要なのかなと感じた。そういう痛い目にあった記録がキチンと反映されるような体制を考えいただく必要があるのではないか。

ハードのことについて、ご意見が出ているが、今回、前回の時にいただいた取り組み方針の中で、この図書館をどういう場にするかということを考えているとのことなので、まずは、どういう場としてこの図書館を運営していくかのある程度のプランができた上で、現状の建物の中で何ができて何ができないか、それを例えば地域の図書館の全体のネットワークの中でどう実現できるのか、あるいはもう想定される図書館のあり方から考えれば、この建物にどれだけ手を入れても無理だという、明確なそういうプランがあって初めて実際に建て替えとかそういう具体的な話に結びつくと思うのでそのあたりを一緒に考えていきたいと思う。

それから出していただいた瀬戸市立図書館の利用登録者の年齢別集計を見ると、7歳~9歳と10歳~12歳、いわゆる小学校までの利用割合が増えており、もうひとつ増えているのが40歳~49歳で、明らかに、子どもさんをつれて、図書館にみえている方が多いということが見て取れる。こういう利用者の方をどれだけ大事にしていくかと考える。それから一番顕著なのが、13歳からがぐんと減り、この時点で図書館離れが始まっていること、もう一つ特徴的なのが中学校以上になると男の子の方の図書館離れが顕著で、40~60までは、女性の方の利用が多いが、70代以上になると男性の利用が多くなりひっくり返る。このあたりの特徴がみられるので、弱点をカバーするのか、あるいは、強みになっているところをさらに伸ばそうとするのか、その対応の中で、じゃあ蔵書構成はどう考えていけばいいかということを職員の中で考えていただくとよいのではないか。

たとえば、13歳から男の子の図書館離れが始まるのであれば、例えば、11歳~15歳

の男の子の興味のもつ本がちょっと女の子とは違ってきている。ならばどういう所を12歳までに見せられれば、少しでも減る率を下げられるのか。統計分析をどう職員の中で共有し、感覚ではない部分で運用に結び付けられるかということも考えれば、この建物がどういう場であればいいかという所に結びつくと思う。愛知県図書館では、1階をリニューアルし、グループで使える席をつくった。すると、その空間を使う利用者層はまったく変わり、中高生が連れだって来て勉強をしている。従来、図書館は勉強による席の利用についてはあまりよく考えておらず、そういう形じゃなくて本を使ってほしいという考え方であって、結局それが若い世代の図書館離れにさらに拍車をかけてしまったというのが実際にあるんじゃないかと思う。本離れ以前に図書館離れをどうやって食い止めるかということで、図書館の場所っていうのがいろいろ議論されている。そのあたりを踏まえて一緒に考えていきたいと思う。

#### ○会長

図書館協議会の役割としては、年度ごとの計画と報告を受けてやっていくことが大きな 仕事のひとつであるが、もう一つ、こうして協議会が立ち上がったばかりなので、これから の瀬戸市立図書館のあり方やビジョンについて考えていくことも事務局と相談しながら何 度か継続して行っていくのがよいかと思う。一度で決めるとか年度で決めると考える必要 はなく申し送りをしていけばよい。テーマについて議論してそれをまとめていくというこ ともやっていってもいいと思う。

来年度の協議会でも少しこういう時間をとってもらい、例えば「利用者にとっての環境整備」というテーマで議論していき、少しでも成果を残し、次に繋げていく役割を果たしていく。

また、先ほど、新海委員が年代別登録者統計のデータを分析し解説いただいたように、資料をベースに作戦を立てる、戦略を立てるのも良い。私のゼミの研究生が小学校、中学校の読書習慣について調査していて、学校図書館の利用状況と市立図書館までの距離の違いでどんな差が出てくるかといったことをしているので、これがまた、戦略の一つになるのであれば紹介しながら、皆さんで考えていく場にしていきたい。普通の協議会の委員とは違った役割が負担となるかもしれないが、皆さんからアイディアをいただくことが今後の糧になると思う。

#### ウ その他

特になし

以上で議事を終了する。

# 4 その他

議長から引き継ぎ、図書館長が進行 事務局(図書館長)より資料7に基づき説明。 5 閉会

# 図書館資料の亡失等に伴う損害賠償の過誤請求事案の発生について

当館業務において、図書館資料の貸出に伴い利用者が亡失又は損傷したとして取り扱った損害賠償に過誤請求がありましたことを確認いたしましたので、下記のとおり報告いたします。

記

#### 1 経緯と事実確認の内容

利用者からの返却手続きに関する不備の指摘をきっかけに、文書保存期間内(平成25年度~平成30年度)の関係書類等を確認したところ、当該期間中の図書亡失等による利用者の損害賠償357件中11件で、実際は亡失等しておらず、図書館資料として存在し、貸出等を行っていたことが明らかになったものです。

#### 2 過誤請求に至った主な原因・業務上の問題点

- ・返却時のバーコードの読み取りミス等確認の漏れ
- ・利用者へ損害賠償を請求する際の棚あたり等図書の所在確認の不徹底
- ・図書館資料の管理の不備(図書館システムのデータ管理・発見時の連絡)
- ・利用者への配慮の欠如

#### 3 過誤請求の件数及び金額等

過誤請求事案の該当者 11名 損害賠償対象額 12,464円

#### 4 過誤請求該当者への賠償方法

該当者へ連絡し、事案の説明及び謝罪とともに現金で賠償額(賠償請求時点の図書 代金)を支払い

※ 賠償については、業務委託契約(第三者への損害賠償)の条項に基づき、図書 館業務委託の委託先事業者(H25~H27㈱ヴィアックス、H28・29㈱図書館流通セ ンター)が負担

※ 平成30年12月18日までに11名全員への謝罪及び返金を完了

#### 5 報道機関等への公表・記事掲載

公表日 平成30年12月10日(月)

公表方法 報道機関への資料配布、館内及びHPにお詫び文を掲示 記事掲載 産経ニュース(10日)、中日新聞朝刊なごや東版(11日)に掲載

#### 6 再発防止対策

市と現委託先事業者(㈱図書館流通センター)とで当該事案の検証を行い、図書 亡失時のマニュアル見直し等を実施

- ・全職員へのヒアリング実施による業務改善の洗い出し
- 作業手順及び動線の改善とマニュアルの見直し
- ・損害賠償事務取扱に関する内規の作成
- 業務委託仕様書の確認

# 瀬戸市立図書館空調設備運用指針

平成30年7月1日瀬戸市立図書館

本指針は、瀬戸市立図書館(以下「図書館」という。)の空調設備の使用について、地球環境への配慮と、図書館利用者への快適な環境づくりの必要性を踏まえ、「第3次エコオフィスプランせと(瀬戸市地球温暖化防止実行計画)」及び「学校環境衛生基準(平成30年文部科学省告示第60号)に準じ、適正に使用するための運用基準を下記に示すものとする。

記

- 1 適切な使用のための判断基準
  - ① 室温の望ましい基準17℃以上 28℃以下とする。
  - ② 温湿度計の設置(4ヶ所)1階 開架カウンター・集会室・事務室2階 参考室カウンター
- 2 空調設備の使用基準
  - ① 使用期間

夏季(冷房) 6月中旬~9月中旬 冬季(暖房) 11月中旬~2月下旬

- ② 使用時間 開館時間内を基本とする。
- ③ 温度設定夏季(冷房) 28℃冬季(暖房) 19℃

# ④ 使用条件

上記 2 ①使用期間及び同②使用時間においても、窓やカーテン類の開閉等により室温を 1 ①の「室温の望ましい基準」の範囲内に調整できるときには、使用を控えるものとする。

# 非常災害時等における瀬戸市立図書館の運営(臨時休館等)について

# 1 対象施設

瀬戸市立図書館(本館)・情報ライブラリー・地域図書館

2 運営(対応)基準

災害の種類	警報の発令状況等	図書館の運営(対応)
地震	南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発表	情報内容により休館すること
	されたとき	があります。
	市域で震度5以上の地震が発生したとき	休館します。
台風・大雨・その他	瀬戸市に「暴風警報」または「暴風雪警報」	状況により休館することがあ
の災害	が発表されているとき	ります。
		※「暴風警報」・「暴風雪警
		報」が解除され、施設の安全
		が確保された後、速やかに開
		館します。ただし、本館の閉
		館時間の2時間前を経過して
		も警報が解除されないときに
		は、その日は休館とします。
	市の全域にわたって風水害が発生する恐れが	休館します。
	あるとき	
	または図書館もしくはその周辺地域における	
	風水害による被害が特に甚大であると予想さ	
	れるとき	
	その他災害により図書館及び周辺に相当の被	
	害が発生する恐れがあると予想されるとき	
	主催事業(読み聞かせ・おはなし会等)の開	主催事業を中止または延期し
	始2時間前に「暴風警報」・「暴風雪警報」・	ます。
	「暴風特別警報」のいずれかが瀬戸市に発表	
	されているとき	
	※開始2時間前から終了時までに上記の警戒	
	が発表されたときも同様	
	主催事業(読み聞かせ・おはなし会等)の開	状況により主催事業を中止ま
	始2時間前に「大雨警報(浸水害)」・「大雨警	たは延期することがありま
	報(土砂災害)」・「洪水警報」・「大雨特別警報	す。
	(浸水害)」・「大雨特別警報(土砂災害)」の	
	うち1つ以上が瀬戸市に発表されているとき	
	※開始2時間前から終了時までに上記の警戒	
	が発表されたときも同様	
	その他災害等のために事業を実施することが	
	適当でないと認められるとき	

# 特別整理休館及び期間中等の工事の実施について

# 1 特別整理休館の実施

- (1) 実施根拠及び理由
  - ・瀬戸市立図書館規則第3条第1項第3号「毎年年1回館長が10日以内において定める期間」
  - ・蔵書点検及び館内整理のため

#### (2) 実施期間

平成31年2月19日(火)~28日(木) 10日間 ※月例休館日(第4水曜日)を含む。

# (3) 実施施設(事業)

瀬戸市立図書館、地域図書館(6館)、水野地区自動車文庫 ※情報ライブラリー(パルティ3階)は、パルティせと市民交流センター条例に基づく 施設の為、通常どおり開館

# 2特別整理休館期間中等の工事の実施 ※資料 4-1 ~ 資料 4-3 は当日配布

- (1) おもいやり駐停車場整備工事
  - 工事期間 平成30年12月28日~3月15日
  - 工事内容 別紙資料 4-1 のとおり

# (2) 階段昇降機設置工事

- 工事期間 平成30年12月28日~3月15日 ※実工事期間:特別整理休館中
- 工事内容 別紙資料 4-2 のとおり
- (3) 書架固定及び床(タイルカーペット) 張替工事
  - 工事期間 平成31年2月5日~3月14日 ※実工事期間:特別整理休館中
  - 工事内容 別紙資料 4-3 のとおり

(案)

瀬戸市立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 月 日

瀬戸市教育委員会

教育長

瀬戸市教育委員会規則第 号

瀬戸市立図書館規則の一部を改正する規則

瀬戸市立図書館規則(昭和62年瀬戸市教育委員会規則第1号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前	
(複写)	(複写)	
第16条 <省略>	第16条 <省略>	
2及び3 <省略>	2及び3 <省略>	
4 条例第7条第2項に規定する教育委員会規則	4 条例第7条第2項に規定する教育委員会規則	
で定める額は、白黒による複写にあっては複写	で定める額は、 <u>10円</u> とする。	
用紙1枚につき10円、カラーによる複写にあ		
<u>っては複写用紙1枚につき50円</u> とする。		

第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第10条関係)

図書館利用カード申込

フリガナ		性別
名 前		男・女
生年月日	年 月 日	
住 所		
電話番号		
勤務先又は学校名(市		
外在住の方のみ)		

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

# 参考資料(資料5)

# 改正前 (現行)

※「帰省先住所」記載欄あり→削除

# 第2号様式(第10条関係)

図書館利用カード申込書

フリガナ		性 別
名 前		男 ・ 女
生年月日	年 月 日	
住 所		
電話番号		
帰省先住所		
勤務先又は 学校名(市 外在住の方 のみ)		

# 図書館運営の課題整理と今後の協議会での対応について

※第1回協議会の配布資料「資料2」瀬戸市立図書館の現状分析と取り組み方針」及び第2回の協議内容を参考に課題解決に向けた意見交換を行います

# 瀬戸市子ども読書活動推進計画(第三次)(案)への パブリックコメントの実施について

瀬戸市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)」に基づき、平成20年4月に「瀬戸市子ども読書活動推進計画」を、続いて平成26年4月には「瀬戸市子ども読書活動推進計画(第二次)」策定し、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう取組を進めてきました。

この度、これまでの取組や子どもの読書の現状等を踏まえ、新たな課題に対応するための「瀬戸市子ども読書活動推進計画(第三次)」を策定するにあたり、計画の案がまとまりましたので、下記のとおり市民等の皆さまからご意見を募集します。

記

# 1 意見募集の対象

瀬戸市子ども読書活動推進計画(第三次)(案) (計画期間:平成31年度~ 5年間)

## 2 意見募集期間

平成31年2月9日(土)~3月10日(日)

# 3 公表 (閲覧) 場所

図書館、情報ライブラリー(パルティせと3階)、市政情報コーナー(市役所1階)、教育政策課(市役所3階)、健康課(やすらぎ会館4階)、支所、市民サービスセンター

図書館ホームページ http://www.lib.seto.aichi.jp

「図書館について」→「瀬戸市子ども読書活動推進計画」→「パブリックコメント(市民意見募集)」から閲覧(ダウンロード)できます。

# 4 意見の提出方法

図書館窓口・郵送・FAX・Eメールで①住所②氏名③年齢④電話番号⑤件名「瀬戸市子ども読書活動推進計画(第三次)(案)について」⑥ご意見を記入しご提出ください。(様式自由)

# 5 問い合わせ(送付)先

瀬戸市立図書館(事務室) 電話82-2262 住所 〒489-0069 (住所記載不要) 瀬戸市立図書館 FAX 85-2651 Eメール toshokan@city.seto.lg.jp